

業者収集ごみ搬入手数料改定周知啓発

動画②「排出事業者と許可業者の契約に係る留意事項(ガイドライン)について」

【スライド1枚目】(0秒～19秒)

皆さん、こんにちは。この動画では事業系一般廃棄物の排出事業者と許可業者の契約に係る留意事項、いわゆるガイドラインについてご説明いたします。

【スライド2枚目】(20秒～41秒)

このガイドラインは、事業者の皆様へ、ごみの排出量やその処理費用を知り、負担意識やごみへの関心を持っていただくとともに、「排出事業者責任」の考え方にに基づき、手数料の適切な負担についてご理解いただくことを目的にまとめました。

【スライド3枚目】(42秒～47秒)

ガイドラインの内容についてご説明します。

【スライド4枚目】(48秒～1分17秒)

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、事業者は自らの事業活動に伴って生じたごみは、自らの責任において適正に処理しなければならない、ごみの再生利用を積極的に推進することで、その減量に努めなければならないこととされています。この考え方のもと、事業者には、主に求められる5つのポイントについて説明します。

【スライド5枚目】(1分18秒～1分33秒)

ポイント1

ごみの発生抑制のうえ、一般廃棄物、産業廃棄物、リサイクル可能なものを分別し、できるものはリサイクルしましょう。

【スライド6枚目】(1分34秒～1分41秒)

ポイント2

ごみの減量のため、事業者自らが、排出するごみ量の把握に努めましょう。

【スライド7枚目】(1分42秒～2分00秒)

ポイント3

事業系一般廃棄物の収集運搬を委託する場合は、京都市の一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者（いわゆる「許可業者」）に委託しましょう。

【スライド8枚目】(2分01秒～2分19秒)

「事業系廃棄物」は「家庭ごみ」としてだせません。

事業者の従業員が事業活動に関して廃棄物処理法に違反する行為を行った場合、その従業員だけでなく、事業者にも厳しい罰則が科される場合があります。

【スライド9枚目】（2分20秒～2分56秒）

ポイント4

排出事業者が適切に手数料を負担しましょう。排出事業者の皆様が許可業者に支払われている「ごみ処理料金」には、許可業者の「収集運搬料金」だけでなく、京都市がごみ进行处理するための「手数料」が含まれています。

この手数料は、許可業者を通じて間接的に市に納入されていますが、本来、「排出事業者責任」の考え方に基づき、排出事業者に負担いただくべきものです。

【スライド10枚目】（2分57秒～3分06秒）

ポイント5

手数料改定に係る具体的な契約料金は、契約業者に相談しましょう。

【スライド11枚目】（3分07秒～3分12秒）

皆様の御理解・御協力をお願いします。